

令和6年4月8日

保護者の皆様

新居浜市立多喜浜小学校

校長 高橋 竜貴

生活のきまりについて

陽春の候、保護者の皆様にはますますご健勝にてお過ごしのことと存じます。平素より、本校教育推進にご協力をいただきありがとうございます。子どもたちは、新しい学年での学習や生活が始まり、新たな気持ちでよいスタートを切ることができました。

そこで、新学期出発にあたり、子どもたちが1年間安心して落ち着いて学校生活を送ることができるようにするために、校内のきまりと校外でのきまりを保護者の皆様にも理解していただき、より一層の連携を図りたいと思います。ご理解の上、ご協力をよろしくお願いします。

1 校内のきまり

(1) 服装 (名札は必ずつける)

① 標準服

〈夏〉白ポロシャツ、黒の半ズボン、スカート

〈冬〉白のポロシャツ、黒の半ズボン、スカート、黒の上着

- ・ 夏服で通してもよい。体調がよくない時は体育の長ズボンでもよい。
- ・ 登校の際に防寒着を着用してもよい。

ただし、防寒着は教室で脱ぎ、ロッカーに入れる。

※ 右記の儀式については標準服着用の上、靴下は白とする。(入学式、卒業式)

② 頭髪……学習・運動に適した髪型とする。

- ・ 髪は染めない。 ・ そりこみは入れない。 ・ 前髪が目にかからないようにする。
- ・ 肩や背中にかかるような長い髪は、くくるようにする。
- ・ 学習や運動の時、髪が顔にかかるようなら、髪をとめる。
- ・ **華やかな髪飾りではなく、髪ゴム(黒、紺、茶)が望ましい。**

③ 下靴……授業などの運動に適した安全なもの。記名をすること。

④ 夏季の自由服登校の期間……6/3(月)～9/27(金)

学習や作業に参加しやすい服装とする。(名札は必ずつける。)

⑤ ランドセル……入学時のものを大切に使う。

(横に防犯ブザーとお守り以外は付けない。)

(2) 持ち物

① 原則として学校生活に必要な物は持ってこない。

(お金、シャーペン、ロケット鉛筆、おもちゃ付きの鉛筆、カッター、必要のない色のペン類)

② 水筒は持ってきてよい。(但し、水・お茶・スポーツドリンク(夏季)のみとする。)

③ 筆箱やランドセルにキーホルダーなど不要な物は付けない。

(3) 児童の登下校

- ① 集団登校し、7:35～7:50の間に正門を通過するように集合時刻を設定する。
- ② 登下校は原則同じ通学路を使う。(不審者・事故対応)
- ③ 登校……8時00分までに教室に入っておく。(8時15分以降は遅刻とする。)
- ④ 下校……16時30分が最終下校時刻(水泳練習・陸上練習は除く。)
- ⑤ 登校後は勝手に校外へは出ない。

(4) その他

- ① 校舎内・運動場・体育館では飲食を禁止する。
- ② 運動場への自転車の乗り入れは禁止とし、指定の場所(体育館正面入り口)に駐輪する。

2 校外でのきまり

(1) 外出について

- ① 子どもだけの移動は、校区内とする。
- ② 校区外と夜間の外出は保護者同伴とする。
- ③ 外出のときには、「だれと」「どこへ」「何をしに」「いつ帰る」を必ず家の人に知らせてから出かけるようにする。

(2) 帰宅時刻

- ① 時期に合わせて下記の時刻までに自宅に帰り着くようにする。ただし習い事等、保護者の認めた用事がある時は、その限りではない。

4月～9月・・・夕方6時

10月・・・夕方5時30分

11月～2月・・・夕方5時

3月・・・夕方5時30分

(日照時刻の変化で、変更の場合もあり。午後5時の放送を聞いて時刻を確認する。)

(3) 遊びについて

- ① 危険な場所で遊ばない。
(池、川、海、線路、道路、人目の少ない所、工事現場、駐車場など)
- ② 危険な遊びはしない。(エアガン、火遊び、爆竹、道路での遊びなど)
- ③ 友達同士でのゲーム、もの、お金の貸し借りはしない。

(4) 自転車

- ① 交通ルールを守り、正しく安全に乗る。
- ② 3年生での交通安全教室を終えるまでは道路で乗らない。乗る場合は保護者同伴とする。
- ③ **ヘルメットの着用と自転車保険の加入を推奨する。**

(5) 不審者、不審な電話など

- ① 登下校時や外出時など、安全に気を付けて過ごす。必ず家の人に知らせて出かける。
- ② 知らない人からの電話には、すぐに答えずに気を付けて対応するようにする。
(「家の人に代わります」「分かりません」など)
- ③ 不審者に出会ったり、不審電話があったりした場合は、まずは警察、その後学校に連絡する。
(新居浜警察署 35-0110) (多喜浜小 45-0142)
- ④ 普段の生活において事件や事故の発生には至っていなくても、治安に関する不安や生活における心配ごとがあれば、警察相談専用電話#9110や最寄りの警察署まで気軽にご相談ください。ただし、今すぐ警察官に駆けつけてもらいたい緊急の事件・事故の場合などは、すぐに「110番」をダイヤルしてください。